

## みはら大地幼稚園通園バス賃貸借契約 仕様書

- 1 賃貸借物件名  
みはら大地幼稚園通園バス
- 2 業務目的  
みはら大地幼稚園の園児送迎を実施するため、通園バスの賃貸借に関する業務を行う。
- 3 履行場所  
堺市内及び原則として日帰り可能な範囲とする
- 4 賃貸借期間  
令和8年6月7日から令和9年3月24日まで
- 5 車種及び台数  
トヨタ ハイエース コミューター 1台  
乗車定員14名（大人のみが乗車する場合）
- 6 借りに関する条件
  - (1) 賃借料は、利用月の翌月に、1か月分を請求すること。
  - (2) 借上車両は、原則として堺市立みはら大地幼稚園駐車場に納車するものとする。
  - (3) 借上車両は、本市が別途発注する「堺市立みはら大地幼稚園通園バス運行管理業務」（以下「運行管理業務」という。）の受注者が運行するものとする。また、本賃貸借物件に事故等が発生し補償が必要となる場合は、運行管理業務で定める保険により対応するものとする。
  - (4) 借上車両が点検等により運行できない期間は、代替車両を用意するものとする。
  - (5) 上記条件以外については、協議の上決定する。
- 7 暴力団等の排除について
  - (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
    - ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
    - ②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
  - (2) 再委託契約等の締結について  
受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。